

千葉市議会における議員の調査研究活動に関する検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市議会は、千葉市議会における議員の調査研究活動に関する検討協議会（以下「検討協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、市議会が政務活動費の交付額について第三者の意見を聴取する必要があると認め、検討協議会に検討を依頼したときは、その結果を市議会に報告する。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、本市の区域内の公共的団体等を代表する者、その他市議会が適当と認める者のうちから市議会が選定する。

3 委員は、検討協議会が検討結果を市議会に報告した後、その職を退くものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(座長)

第4条 検討協議会に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

(議事)

第5条 検討協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 検討協議会の事務は、議会事務局総務課で所掌する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、座長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。